

電線労働争議の實例

電線労働争議に対する

正批判

委員会側要求の 價値如何

(可認物他略稱三項)

電線工場の職工千数百名の者が結果として第二回の眞實としての要求を提出するに至りし事は労働條件改善のため當然の處置と云ふべきである。

其の結果第一回の回答を得て夫れを満足せしめ第一回の要求を提出し素志の眞做努めんとした事も畢竟容むべき事でない、而して要求案の眼目とする處は團体交渉権の獲得と物質問題による賃金上げ、解職手當等の要求を見るべきである、此種の項目を欠けるは同爭議に於ける幹部が

いだか常軌を逸したる惑がせぬでもない。即ち職業的労働運動者らしき良識ある者を出さる事の一の二に見る「犠牲者を出さる事」の二に欠けるは同争議に於ける幹部が

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉し組合員各自は一切交渉を禁じる事がある。

二、労働團体とは會社に從業させる労働者一百人以上を以て組織せらる團体を謂ふ。

三、會社内に數個の團体ある場合に交渉をす事

團體交渉権二 實例の價値

藤永田八日附回答

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

一、労働團体に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

即ち此の労働調查會なる者は從來

住友の認ひる團體交渉権如何

藤永田八日附回答

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

一、労働團体に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

即ち此の労働調查會なる者は從來

團體交渉権三 實例の價値

藤永田八日附回答

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

一、労働團体に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

即ち此の労働調查會なる者は從來

住友労働争議の結果如何

藤永田八日附回答

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

一、労働團体に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

即ち此の労働調查會なる者は從來

住友労働争議の勝敗の分岐

藤永田八日附回答

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

一、労働團体に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

即ち此の労働調查會なる者は從來

住友電線工場の廿八日の入場者

藤永田八日附回答

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

一、労働團体に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

即ち此の労働調查會なる者は從來

住友電線工場の廿八日の入場者

藤永田八日附回答

本争議の眞目的である團体交渉権の例を見るに兩者共に廣く局限せられたる狹義の團体交渉権を得られたらしく、團体交渉権を得たのであるが、その團体交渉権と聲を大きい歓の業員百名以上の労働團体を表すものに於ては團体交渉権を云ふことを程の者でなかつたのである。

大電及び藤永田の解決条件たる團体交渉権の條件を擧げれば、それは如く其重きを労働調查委員會に於けるのである、之をハローワークとす

一、労働條件に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

一、労働團体に就ては労働團体と交渉するは形式に過ぎないが、目下緊争中にある住友新工場

即ち此の労働調查會なる者は從來

シドロ

印